

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
功労賞に関する内規

1. 本学会において特に功労があった代議員で、下記のいずれかに該当する、原則として年齢 70 歳に達した者のうち、理事会が推薦し、総会で承認された者に功労賞を授与する。

- ①代議員（法人化前の評議員も含める）を通算 8 年以上務めた者
- ②委員会委員長もしくはアドバイザーを 2 期以上または複数の委員会において務めた者
- ③上記に準ずる者

附 記

1. この内規の変更は理事会において行う。
2. この内規は平成 30 年 5 月 24 日から施行する。